旧吉田茂邸の再建に向けて!!
再建基金にご協力ください

旧吉田茂邸

平成21年3月22日に焼失した旧吉田茂邸は、戦後日本の復興に大きな功績を残された故吉田茂元首相の本宅であり、総理在任中はもとより、政界引退後も多くの政財界人が訪れるなど、重要な役割を果たしてきた戦後政治史の舞台です。

再建の取り組み

貴重な歴史的空間を再現し、多くの人々が訪れるようにすることで、戦前戦後の日本が歩んだ歴史的近代政治を学ぶ拠点になると考えています。

再建に向けては、建築に伴う法律の制限や再建費用など課題はありますが、町としては可能な限り焼失前の姿を再現できるよう、神奈川県と協議を進めながら取り組んでまいります。

募金に協力を

町では、「大磯町旧吉田茂邸再建基金条例」を制定し、再建に向けた募金を全国に呼びかけております。

既に、皆様には基金のパンフレットをお配りしていますので、ぜひご理解とご協力をお願いいたします。

▼第一期募集期間

7月1日～平成23年3月31日

▼寄附の手続き

ご寄附いただくには、4つの方法があります。

①専用納付書により指定金融機関で納付

②現金書留による納付

③町窓口で直接納付

④募金箱

- 町役場本庁舎
- 保健センター
- 国府支所
- 図書館
- 郷土資料館
- 横溝千鶴子記念障害福祉センター
- 生涯学習館
- ふれあい会館
- 福祉センターさざれ石
- 老人福祉センターさざんか荘（世代交流センター）

▲10ヵ所の公共施設に設置している募金箱

①～③の方法で寄附をいただける方については、「大磯町旧吉田茂邸再建基金寄附金寄附申出書」により、あらかじめ寄附の申出を行ってください。

ただし、募金箱のご利用の場合はふるさと納税制度の利用が出来ませんのでご了承ください。

基金の活用方法

いただいた寄附金は、旧吉田茂邸の再建に要する経費や調度品（精巧な複製品を含む。）を再建後の建物に配置するために活用させていただきます。

ふるさと納税制度

個人で寄附する場合、年間の寄附金額の合計が5,000円を超える額を所得税と合わせて、一定の限度額まで居住地の住民税から控除できる制度です。

この制度を利用される方は、確定申告を行っていただく必要がありますので町から寄附金受領証明書を発行します。

大磯町旧吉田茂邸再建基金寄附金についての詳しいお問い合わせは、都市計画課窓口までご連絡をお願いします。

なお、町ホームページにも掲載しておりますので、よろしくお願いいたします。

【ご注意ください】

大磯町旧吉田茂邸再建基金寄附金の取組みに際しては、寄附を強要することはございません。

町が現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは絶対にありません。

お心当たりのない納付書等が送付された場合、都市計画課窓口までご連絡をお願いします。

ふるさと納税制度のモデル例

Aさんが「大磯町旧吉田茂邸再建基金」に4万円寄附された場合

- 4人家族（夫婦、子ども2人）
- 給与収入 700万円
- 所得税の限界税率 10%
- 個人住民税所得割額 293,500円

1 寄附金4万円のうち、5,000円を引いた残り3万5,000円が控除対象となります。

2 所得税の寄附金控除（所得控除）で、3万5,000円×10%（限界税率）(※)＝3,500円の税額が軽減されます。

3 個人住民税の寄附金控除（税額控除）で、残りの3万1,500円の税額が軽減されます。

4 2と3あわせて、3万5,000円の税額が軽減されることになります。

（※）限界税率とは、この方に適用される所得税の最高税率をいいます。 年収により、5～40%となります。

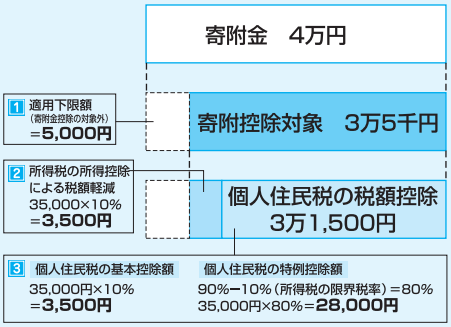

（注）特例控除額は個人住民税所得割額の1割が限度です。

◎問い合わせ　都市計画課
☎内線221・243
http://www.town.oiso.kanagawa.jp/